



Title	海上封鎖の国際法における実効性の意義：長距離封鎖の再評価と自衛権の均衡性要件による補完
Author(s)	浦口，薫
Citation	大阪大学，2020，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/81899
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 浦 口 薫 ）	
論文題名	海上封鎖の国際法における実効性の意義 —長距離封鎖の再評価と自衛権の均衡性要件による補完—
海洋は万人に供されとの考えが存在する一方で、戦時には戦争当事国による敵国海上交通の遮断が可能との考え方も存在し、両者の均衡点に海上封鎖と海上捕獲が成立した。海上封鎖がいかなる条件下で許容されるかは常に論争の焦点であり、その条件は一貫して実効性(effectiveness)という概念で説明されてきたが、近接封鎖でしか実効性が確保できないのか否かについては議論がある。加えて、20 世紀に入ると、海戦及び海運環境の変化、交戦国側の主張の優勢及び第 2 次大戦後の戦争違法化といった事実的及び法的状況が出現し、海上封鎖の実施に及ぼす影響が明らかでない。このため、現代の海上封鎖がいかなるものであり、法的にどのような説明が可能かは明らかでない。 パリ・ロンドン宣言を中心とする封鎖法は近接封鎖を要求していたと捉える見解は多数説を構成し、さらに長距離封鎖を復讐又は禁制品制度の拡大として理解する立場と両次大戦の影響で封鎖法が長距離封鎖も許容するものに变化したと捉える立場に区分可能である。一方、両宣言を中心とする封鎖法は近接封鎖を要求するものではなかったと捉える見解は少数有力説を構成する。これら 2 つの見解は実効性概念の捉え方において大きく対立している。 本論文の目的は、「パリ宣言及びロンドン宣言成立時の海上封鎖がいかなるものであつて、それを現代ではどのように法的に説明できるか」を明らかにすることである。 海上封鎖とは、「武力紛争時に、敵国の領域又は支配地域に対する、海上からの接近及び退出を完全に遮断するための手段」である。上記の海上封鎖に該当する場合、当該封鎖実施国に対して、通過しようとする全ての船舶及び貨物の没収が認められる。 海上封鎖の実効性とは、交戦国が十分な兵力を配備するという「現実」によって、公海の自由「原則の適用」に影響を及ぼし、公海上であつても封鎖線を通過する全ての船舶と貨物の没収を交戦国に認める「法的効果」を生じさせるものである。実効性は封鎖制度の中核となる概念であり、実効性という制約要因の内在により、海上封鎖制度は安定した法的制度として存在することとなった。 欧州諸国の世界進出に伴って戦争当事国と非当事国の利害対立が顕在化し始めると、「いかなる条件の下で当事国による非当事国通商への干渉が許容されるか」という難題に解を見出すことが喫緊の課題となった。海上封鎖はこのような背景の下に 16 世紀後半に登場し、その後、発展した。 正戦論から無差別戦争観への転換にもかかわらず、実効性の有無は常に海上封鎖の中心的な課題であり続けた。実効性の中身はこの時代には十分に明らかではなかったが、Franciska 号事件審検のように実効性の具体的な評価は現場指揮官の判断に委ねられたことを示す事例が存在する。 パリ宣言により、実効性が海上封鎖の合法性評価の主たる判断基準であることが確認された。また、ロンドン宣言は海上封鎖に関する慣習法の多くを明文化するという大きな成果を達成したが、一方で実効性は事実の問題であることまでしか合意に至らなかった。分析の結果、両宣言は近接封鎖を求めているとする多数説とは異なり、両宣言は紙面封鎖は禁止するものの、実効性を維持できている限り長距離封鎖を許容していたことが分かった。 両次大戦では、交戦距離の増大、通商破壊兵器としての潜水艦の登場により、海戦環境が激変した。両次大戦の長距離封鎖は実効的ではなかったが、このことは長距離封鎖自体が違法と主張する論拠を提供するものではない。 第 2 次大戦後、海上封鎖の実施に影響を及ぼし得る事実的及び法的状況が出現した。海戦環境の変化は長距離封鎖の実施を必然化した。海運環境の変化は海上捕獲の実施を困難とし、海上封鎖の潜在的必要性を高めた。また、両次大戦で多数の交戦国と少数の中立国という新たな構図が登場したが、第 2 次大戦後の海戦はいずれも少数の武力紛争当事国と多数の非当事国という構図の下に生起しており、恒久的に交戦国に有利な力のバランスに変化したとはいえない。	

戦争違法化に伴い海上封鎖設定の可否に疑問が生じたが、正戦論から無差別戦争観への転換にもかかわらず、海上封鎖は一貫して実効性の有無により合法性の判断がなされてきたことから、無差別戦争観が崩壊した現代でも黙認義務は妥当し、実効性を満足する限り海上封鎖の実施は可能といえる。第2次大戦後も海上封鎖やそれに類する国家実行が実施され国際社会が黙認した事例が存在するが、近年は自衛権に基づいて武力紛争非当事国への措置が説明される事例が出始めた。

長距離封鎖は今や現実的な選択肢の一つとして認識されるようになったが、実効性を維持するためには相当な海軍兵力の保有や部隊運用上の努力が必要で、それを実施できる国は限られる。したがって、特定の場合には実効性の地理的制限機能の限界が顕在化したものの、全体としては有効であり続けている。現代では実効性による同機能に加え、自衛権の均衡性要件による制約が重疊的に課され封鎖区域が地理的に制限され得るが、その反射的利益として武力紛争非当事国への影響を局限できるのであるから、それにより武力紛争非当事国の船舶に対する影響を局限するのが現実的かつ建設的である。フォークランド戦争では自衛権に基づく数百海里程度の海域設定を国際社会は許容した。また、第2次レバノン戦争は、自衛権を根拠とする100から150海里程度の封鎖区域の設定が許容される余地があることを示している。

海上封鎖制度は海戦の特性を上手く取り入れたものであり、国際社会は当初からこれを許容し、その存在はいわば必然であった。その中で、実効性は封鎖区域を地理的に制限し、戦争非当事国は一定の区域に立ち入らない限り通航と通商の自由を担保された。

両次大戦後に出現した事實的及び法的状況は、封鎖法に一定の影響を及ぼしたが、決して本質的なものではなかった。封鎖法は原理的には安定した法であった。一方で、両次大戦から現代にかけて、交戦距離が爆発的に拡大したことは、一定の範囲で封鎖法に影響を与えている。

長距離封鎖が必然化している現代においては、これをいかに統制するかが大きな課題となる。国連決議を背景とする統制も考えられるが、国連決議を得られない場合も、なお敵国海上通商の阻止が必要と考える国は存在するだろう。このような国に対して、非当事国の通商への影響を局限しつつも、敵国海上交通阻止のための具体的手段を提供するものとして海上封鎖制度が存在する。海上封鎖は現代においても欠くことのできない法的制度としての地位を失っていない。

分析を通じて、封鎖法が、元来、非常に安定的な法であったこと及び我々がこれまで、両次大戦の状況や兵器の発達で封鎖法に及ぼした影響を過大に評価していたことが明らかとなった。このような立場をとるならば、両次大戦を特殊事例として取扱い、長距離封鎖を復讐の法理で正当化する必要はなくなる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (浦 口 薫)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教 授	真山 全
	副 査	教 授	村上 正直
	副 査	准教授	和仁 健太郎

論文審査の結果の要旨

【問題の提起】 武力紛争時の敵国海上交通遮断の方法に海上封鎖がある。この海上封鎖は、沿岸に水上艦が近接して行う封鎖(近接封鎖)でなければならない、また、中立国(非当事国)船舶も対象になることから、中立法の妥当を前提としなければならないというのが通説乃至多数説であるとされる。

浦口論文は、17世紀以降今日に至るまでの国家実行、関連の判例及び学説を網羅的に分析し、かかる通説に対する疑問を提起している(序章)。即ち、海上封鎖設定の適法性は実効性要件の充足如何で定まってきたのであり、近接か否かといった距離要件は問題にならないこと、そして、戦争違法化によって中立法適用が任意的とされるに至った今日でも海上封鎖から生じる影響を非当事国が容認している斉一的実行が見られ、中立法のいう公平原則が妥当しなくとも容認義務は存続しうることを論証しようとする。

【実効性要件による統一的説明－長距離封鎖の再評価】 海上封鎖に関する慣習法の法典化といわれるパリ宣言及びロンドン宣言は、近接封鎖のみを適法としたと解するのが通説であると浦口論文は捉える(第1部、第2部)。確かに、両次大戦における長距離封鎖を戦時復仇等で説明する国が少なからずあったから(第3部第6章)、近接封鎖のみが適法な海上封鎖であるといった説が形成されたといえるのかもしれない(同)。この立場からすれば、第一次大戦以降異常の発達を見た潜水艦と航空機の脅威から水上艦の近接封鎖は危険が大きく到底なしえないのであるから、海上封鎖自体が適法には最早実施不能との結論を免れない。

浦口論文は、封鎖法生成期からの実行等を子細に検討し、海上封鎖は実効性が確保されていればよく、距離要件は当初よりなかったことを論証した(第1部、第2部)。そして、両次大戦で長距離封鎖が違法視されたのは、実効性の欠如故であって距離のためではないことを示した(第3部)。こうして長距離封鎖も実効性さえ伴えば適法な海上封鎖たりうることを再確認したことは重要である。何故なら、戦争遂行上必然というべき遠い洋上における海上経済戦を全面的に違法とし、それを戦時復仇のような違法性阻却事由の援用で説明するのではなく、そこにやはり一定の法的枠組みがありそれに従って規制することができるようになるからである。浦口論文は、これを「長距離封鎖の再評価」と表現しているが(表題)、その適法性の再確認といってもよいのかもしれない。

【戦争違法化と海上封鎖－容認義務の継続的妥当の確認】 国連憲章による戦争違法化は中立法の存立基盤を大いに動揺させ、中立法適用は義務的ではないといわれた(第3部第7章)。そうなれば、中立法上の中立義務も一般には否定されることにならざるをえず、海上封鎖による損失を容認する義務は武力紛争非当事国にはなくなるはずで、結局、海上封鎖は敵国船舶に対してしか法的効果を持たなくなる。これについて浦口論文は、第二次大戦後の海上経済戦の実行を分析し、海上経済戦実施それ自体の適法性を否定する非当事国はなく、それを容認していることを示した(同)。浦口論文は容認義務の存続を確認し、戦争違法化から直接の影響を受けない中立法の部分があるとしたのである(同)。このことは海上捕獲との関連でいわれてきたのではあるが、海上封鎖にかかわる国家実行の分析を踏まえてこれを論証した。

【*jus ad bellum*からの制約】 長距離封鎖が適法たるためにはその実効性が確保されねばならず、遠い洋上でそれを確保するには大兵力を要し、戦術的には困難である。しかし、法的にはともかくも長距離封鎖が可能となる。そこで浦口論文は、長距離封鎖に対する現代的制約要因について論を進め、その要因として自衛権の均衡性要件という *jus ad bellum* 上の要件を持ち出しているのが興味深い(同)。

【論文の評価】 海上封鎖は、近接か長距離かを問わず、実効性要件充足の有無でその設定の適法性が決まるという

のであれば、実は封鎖法は海上封鎖の実効性を実質的には唯一の評価基準として一貫して提示してきたということになって、浦口論文(終章)のいう通り安定的な法であったと評せる。また、両次大戦の長距離封鎖も長距離故に違法であるから戦時復仇としてしか説明困難であるというのではなく、実効性の欠如故に違法であって、その上での戦時復仇の援用というより綺麗な説明をすることができるようになる。また、両次大戦の実行によってそれまで違法であった長距離封鎖が新たに適法性を取得したという構成をとらずとも済む。このように浦口論文は通説的「封鎖法」観を変えるものである。また、海上封鎖との関係における容認義務の存続の確認についても、現代に於ける中立法の意味というより大きな問題の解明にも寄与する成果である。

他方、浦口論文が批判の対象とする近接封鎖のみが適法な海上封鎖であるとの解釈が本当に通説の位置にあったかはさらに丁寧にしておく必要がある。これは浦口論文の出发点であるので一層慎重な確認が求められる。また、海上封鎖の容認義務が中立法適用が任意的となって以降も存続しているという結論は確かに国家実行の斉一性からして妥当であるが、その理論的説明にいま少し踏み込んだ方がよかった。そこには何故自衛権が非当事国に影響する措置の根拠になるのかという論点も含まれよう。浦口論文では、さらに、自衛権行使に於ける均衡性要件を海上封鎖制約要件として持ち出しており、それはおもしろい見解であるが、均衡性要件は自衛権に基づく全作戦行動に当然にかかるので、海上封鎖で特にこれをいうことの意義についても十分に説明する必要があったであろう。

こうした問題はあるものの、浦口論文は海上封鎖成立要件を再整理し、過去の及び今後設定される海上封鎖に統一した評価基準を与えるもので、学問と実務の双方の観点から肯定的に評価される。審査委員会は浦口論文が博士(国際公共政策)の学位を授与するに値すると判断する。